

指定福祉用具貸与事業

及び

指定介護予防福祉用具貸与事業

【重要事項説明書】

令和6年4月1日改訂版

公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル



社会医療法人

公徳会

1. 当事業所の概要

事業所名	公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル
所在地	〒999-2221 山形県南陽市櫛塚 948 番地の 1 電話番号：0238-40-0321 FAX 番号：0238-40-0377
指定番号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 0671900561
通常の事業の実施地域	置賜全域・上山市 (米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)

(注) 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 事業の目的

社会医療法人公徳会が開設する指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具事業所が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

3. 事業の方針

- (1) 事業所の福祉用具専門相談員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具・介護予防福祉用具貸与の選定の援助、取り付け、調整等を行うこととする。
- (2) 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、指定福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、指定介護予防福祉用具を貸与することにより利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

4. 当事業所の職員体制及び職務内容

職 種	常勤	非常勤	計	資 格
管理者 (福祉用具専門相談員兼務)	1名		1名	福祉用具専門相談員 (指定講習過程修了)
福祉用具専門相談員 (管理者兼務 1名)	3名以上		3名以上	福祉用具専門相談員 (指定講習過程修了) 及び 介護福祉士

(1) 管理者

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 福祉用具専門相談員

利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。福祉用具貸与計画又は介護予防福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
休日	土日祝日及び、法人が定める休曜日、夏季休暇日、年末年始休暇日

6. 利用料

- 1 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）等の内容は次のとおりとし、利用料は、カタログ及び料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、介護保険の適用がない場合は、自費レンタルとし利用料の満額とする。
 - (1) 福祉用具の貸与
 - (2) 福祉用具の選定、取り付け、調整、修理
 - (3) 福祉用具の搬入及び回収
 - (4) 福祉用具のモニタリング及びメンテナンス（年 2 回）
- 2 福祉用具の搬出入に要する費用は、以下の通りとする。
 - (1) 介護保険が適用する場合、置賜全域（米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町及び上山市）の搬出入に要する費用は、原則として無償とする。
 - (2) 介護保険が適用する場合、福祉用具の搬入先が置賜全域及び上山市外のとき、搬出入に要した交通費を受け取るものとする（事業者が事前に見積もった額）。
 - (3) 介護保険の適用がない場合、置賜全域及び上山市の搬出入に要する費用は、原則として無償とする。
 - (4) 介護保険の適用がない場合、福祉用具の搬入先が置賜全域及び上山市外のとき、搬出入に要した交通費を受け取るものとする。その場合、利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね 15 km 以上 1 km につき 23 円とする。ただし、公德会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタルから自宅までの換算とする。
 - (5) 介護保険の適用がなく、搬出を行った 30 日以内に再搬入をする場合、一度の再搬入毎に 2,000 円(税別)を受け取るものとする。

- 3 福祉用具の搬入に特別な措置(クレーン車使用等)が必要な場合、当該措置に要する費用はその実費を受け取るものとする。
- 4 第2項及び第3項に要した費用の支払いを受け取る場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 月途中のサービス提供の場合は次の通りとする。
 - (1)月途中にレンタル商品を納品した場合
 - ① 納品日が暦日で15日以前であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ② 納品日が暦日の16日以降であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の半額とする。
 - ③ 納品日に関わらず、介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - (2)月途中にレンタル商品を解約した場合
 - ① 解約日が暦日で15日以前であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の半額とする。
 - ② 解約日が暦日で16日以降であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ③ 納品日に関わらず、介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - (3)同月中にレンタル商品を納品・解約した場合
 - ① レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ② 介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - (4)同月中にレンタル商品を交換した場合
 - ① 変更・交換の回数に関わらず、交換したそれぞれのレンタル商品の利用料1ヶ月分の半額を全て足した金額とする。
 - ② 介護保険の適用がない場合、レンタル商品の交換はできません。
- 6 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)等の提供方法
 - (1)指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
 - (2)福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - (3)福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行う。
 - (4)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について
利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提

案を行うこととする。

○選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ① 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ② 利用者の選択に 当たって必要な情報の提供
 - ③ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案
- (5) 福祉用具専門相談員による貸与後のモニタリングやメンテナンス等のあり方について貸与開始後少なくとも 6 カ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。
- (6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7. 福祉用具の取扱種目（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与）

厚生労働大臣が定める次の種目とする。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1)車イス及び車イス付属品 | (7)歩行器 |
| (2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 | (8)手すり |
| (3)床ずれ防止用具 | (9)体位変換機 |
| (4)移動用リフト | (10)認知症老人徘徊感知器 |
| (5)歩行補助杖 | (11)自動排泄処理装置 |
| (6)スロープ | |

一部福祉用具に係る貸与と販売の選択取扱種目（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与）

- (1) 固定用スロープ
- (2) 歩行器（歩行車を除く）
- (3) 単点杖（松葉杖を除く）
- (4) 多点杖

8. お支払方法

原則として、銀行及び郵便口座自動引き落としします。

銀行及び郵便口座自動引き落としは毎月 27 日に前月分の利用料を契約者の指定する金融機関の口座より引き落としします。

9. 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

10. 情報の開示と提供

- (1) 契約者及び使用者は、使用者に関する本サービスの実施記録の閲覧及び被写物の交付を事業者に請求することができるものとし、事業者はかかる請求を受けた場合は、これに応じるものとし、
- (2) 契約者は、前項に基づき本サービスの実施記録の閲覧及び複写物の交付を請求する場合、契約者自身の責任においてかかる交付を受けることの利用者の同意及び承諾を適法に取

得するものとします。

- (3) 事業者は、第1項に基づき本サービスの実施記録の閲覧及び複写物の交付を契約者から請求された場合、使用者に確認を要さずにかかる交付を契約者に対して行うことができるものとし、使用者はこのことに同意します。

11. 利用者の解除権・解約権

- (1) 契約者は、事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、事業者に書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- ① 事業者が正当な理由なく、本サービスを提供せず、契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
 - ② 事業者が、第8条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、本サービスの提供上、使用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。
- (2) 契約者は、前項の他、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1日以上予告期間をもって事業者に届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解約されます。

12. 事業者の解約権

- 事業者は、契約者又は使用者が次の各号のいずれかに該当した場合、書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) 契約者が正当な理由なくレンタル料を3か月分以上滞納した場合。
 - (2) 契約者又は使用者が反社会的勢力に該当すると事業者が判断した場合。
 - (3) 本契約若しくは法令に違反し、本サービスを提供することが困難となった場合。
 - (4) 社会通念を逸脱する行為を行い、本サービスを提供することが困難となった場合。

13. 本契約の自動終了について

次のいずれかに該当する場合、本契約は自動的に終了します。但し、介護保険の適用がない場合は、事業者または契約者のいずれかから解除、解約されない限り、次のいずれかに該当する場合も含め、本契約は自動的に解約することはありません。

- (1) 使用者が死亡したとき
- (2) 使用者が介護保険施設に入所又は医療機関に入院したとき
- (3) 使用者の要介護認定区分が「自立」と認定されたとき

14. 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は、そのご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は、そのご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (4) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除など）
- (5) 医療行為

(6) その他利用者又は、ご家族等に対し行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

15. 相談窓口・苦情対応

(1) 当事業所の福祉用具に関する相談・苦情については次のところで承ります。

担当者	公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル 今野 啓介	
電話番号	0238-40-0321	
対応時間	午前8時30分～午後5時00分	

(2) 行政機関その他の苦情受付窓口

南陽市役所	介護管理係	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
長井市役所	長寿介護係	長井市ままの上 5-1	0238-84-2111
川西町役場	福祉介護課	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6638
高島町役場	町民課	東置賜郡高島町大字高島 436	0238-52-1111
米沢市役所	高齢福祉課	米沢市金池五丁目 2-25	0238-22-5111
白鷹町役場	健康福祉課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-86-0213
飯豊町役場	健康福祉課	西置賜郡飯豊町大字樺 2888	0238-86-2230
小国町役場	健康福祉課	西置賜郡小国町大字あけぼの 1-1	0238-61-1000
上山市役所	健康推進課	上山市河崎一丁目 1 番 10 号	023-672-1111
山形県国民健康 保険団体連合会	苦情担当課	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006 0237-83-3354(FAX)

16. 事故発生時等緊急の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）サービス提供により事故が発生した場合は、県及び区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

17. 緊急時の対応

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、以下に記載した主治医、関係医療機関、身元を保証できる者、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

かかりつけ医	(TEL)
担当ケアマネージャー	(TEL)
緊急時の連絡先(家族等)	(TEL)